

薬生食監発0127第1号
令和5年1月27日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

アイルランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「月齢制限の廃止に伴う輸入牛肉等の取扱いについて」
(令和元年5月17日付け薬生食監発0517第1号(最終改正:令和3年3月
9日付け薬生食監発0309第2号))の別添3により取り扱っているところ
です。

今般、検疫所において、C&J MEATS LTD(施設番号 IE 604 EC)から輸出
された貨物(牛舌)を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分
であることが確認されました。

現在、アイルランド側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通
知するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手
続を保留の上、検疫所業務課を通じ当課まで連絡するようお願いします。